社会福祉法人山中湖村社会福祉協議会の賛助会費とご寄付は、

税制上の優遇措置（所得控除）を受けることができます。（確定申告が必要です）

【個人による賛助会費・ご寄付】

下記の計算式による金額が所得金額から控除されます。

(寄付金合計 － 2,000円) ＝ 寄付金控除額

※寄付金合計の上限は、所得額の 40%です

※所得税率は課税所得により異なります

所轄税務署にて確定申告を行ってください。
（その際、本会から受け取られた領収書を添付してください。）

【法人による賛助会費・ご寄付】

法人が社会福祉法人に対して支出した賛助会費・寄付金は、一般の寄付金等の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

（資本金等の額×当期の月数／12×0.375%+所得の金額×6.25%）÷2

※詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。